

高萩・北茨城広域事務組合参与設置規程

昭和63年8月11日

訓令第1号

改正 平成19年3月30日訓令第2号

令和元年10月1日訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合（以下この条において「組合」という。）の運営を円滑かつ適正ならしめるため必要な事項を定め、組合、高萩市及び北茨城市相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため参与を置き、調整会議を開く。

(組織)

第3条 参与は、高萩市及び北茨市の副市長の職にある者を管理者が委嘱する。

2 管理者は、必要があると認めたときは、前項に規定する職にある者以外の者に委嘱することができる。

(調整会議)

第4条 調整会議は、管理者が招集し、会務を総理する。

(その他必要な事項)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年訓令第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第5号）

この規程は、公布の日から施行する。